

資料

マックス・ヴェーバー著

『社会学ならびに経済学における
“価値自由”の意味』〔Ⅳ・完〕

(承 前)

516 [492] 行論を終えるまえに、さいごに、経験的学科の内部における合理的なるものの地位にかんする一群の問題を論じなければならない。(註1)

517 [493] 規範として妥当するものが**経験的研究**の対象となるならば、このものは、対象となることによって、規範的性格を失う。つまり『妥当する』ものとしてでなく『存在する』ものとして扱われるようになる。例を挙げよう。ある活動分野で計算を職業とする者がどれくらい『計算ちがい』をするものか、統計で確定するといった作業、これもまちがいなく学問的な意味のある作業であるが、そうしたばあい九九表の規則は、まるきりちがう二様の意味で『はたらく』こととなろう。第一に、九九表の規範としての妥当性ということが、とうぜん、統計をとる者**じしん**の絶対の作業前提である。だが第二に、九九表の応用の『正しさ』の程度を調査対象としてとりあげるばあい、論理の問題としてだけみると、これとはまるきりちがった意味がでてくる。このさい統計的吟味の対象とされる人びとの計算について九九表の応用がどういう扱いを受けるかということ、もと教育からいつしか**慣れ**となった事実上の行為準則としてとり扱われるわけである。すなわち、この準則の活用の頻度が確定されることになるが、これは、たとえばある狂気の現象が統計的確定の対象となりうるのとすこしもかわりはない。九九表は規範として『妥当する』、すなわちそれは『正しい』、というようなことは、九九表の応用が調査『対象』であるこのばあいには、ぜんぜん議論にならないし、論理上まったくどうでもよいことである。統計家は、調査員のやった計算を統計的に再吟味するばあいは、とうぜん、かれじしん『九九表で』検算するという習律に従わなければならない。しかしながら、規範にてらしてみてもまさしく『まちがい』の計算方法を適用しなければならないことがある。それは、そうしたまちがいの計算方法がある人間集団のなかでは『正しい』とされているばあいである。そして、この人間集団の立場からすれば『正しい』計算方法がじつどのていど適用されているか、その頻度を調査しなければならないばあいである。だから、経験的・社会的ないし歴史学的考察の立場からするならば、われわれの九九

表は、それが調査の**対象**として問題となるかぎり、実際行動のひとつの準則、ある人間社会で**習律**として妥当し、だいたいのところ遵守されている準則というにつきるのであって、それ以上のものにはならない。ピタゴラス学派の音楽理論はどれもこれも、12の5度は7オクターブに等しい、というわれわれの知識からすれば『まちがい』の計算をどうしても受け容れざるをえなかった。^(訳注2) 同様に、論理学の歴史は、歴史上存在した(われわれからみれば)矛盾する論理的主張の受容の歴史であった。しかし、かりにひとがこういう『でたらめ』をとらえて、中世の論理学について独特の業績のある某歴史家がやったようなやりかたで、怒りを爆発させながら考察をすすめてみても、学問上の仕事にはならないのである。^(編注1) 怒る気持ちもわからないではないが。^(訳注3)

規範として妥当する真理は、このように習律として通用する意見へと変貌をとげる。精神的形成物ならどんなものでも、たとえ論理学上の思惟や数学上の思惟であろうと、それが**(規範として)**正しい**意味**に着目する考察の対象ではなく、**経験的な存在**に着目する考察の対象となるならば、そうした変貌をうけることになる。論理的・数学的真理の規範としての妥当は、ありとあらゆる経験科学のア・プリアーリであるけれども、こうした事実から完全に独立に、そうした変貌が成立するのである。だが、あの精神的形成物が精神的諸関連の経験的研究にさいして、すでにふれたもちまへの機能をはたすとき、その論理構造はそれほど単純ではない。この機能は、あのふたつの機能、すなわち研究対象としての立場にある機能と研究のア・プリアーリとしての立場にある機能と、またしても注意ぶかく区別されねばならない。精神的ないし社会的諸関連を扱う学問は、すべて**人間の行動**(ここでは精神的思考行為も心理的態度もみなこの概念のうちにふくむ)にかんする学問である。この学問はそうした行動を『理解』しようとし、またそれに助けられてあの行動の経過を『説明しつつ解釈』しようとする。が、ここでは『理解』というむずかしい概念を論ずるわけにはいかない。この文脈でわれわれの関心を惹くのは、ある特殊な『理解』、すなわち『合理的』解釈だけである。ある男は『正しい』計算をする、かれは意図した目的に——われわれじしんの判断からして——『正しい』手段を適用する、われわれはこれを規範にてらして『正しい』とする、ちょうどそのようなぐあいにある思想家がある『問題』を『解く』のをわれわれはなんの苦もなく『理解する』。こうした事象を理解してそれがとくに明証である**理由**は、そうしたばあいには客観的に『妥当するもの』の実現が問題となっているからである。にもかかわらず思いちがいのないよう注意しなければならないことは、そのばあい規範として正しいことが、あらゆる学問研究のア・プリアーリとして普遍的な立場におかれるような構造では論理上あらわれない、ということである。規範として正しいことが『理解』の手段としてはたらくさいの機能は、むしろ、論理的に非合理的な感情および感動の諸関連の理解的認識をこととするばあい、そうした諸関連にむかって**純心理学的**に『感情移入』を行なうときのあの機能とまったくかわりはない。ここで理解的説明の手段となるのは**規範としての正しさ**ではない。一方では、あのようにはか考えない研究者および教師の**習律**

となった慣習，そして他方では，規範としての正しさから距たっている考え，慣習によれば規範として『まちがい』だと思われるような考え，そうした考えにも必要とあらば理解しながら『感情移入』できる能力，これが理解的説明の手段なのである。『まちがい』の考えや『錯覚』でも，『正しい』ことと原理上まったく同様に理解できることが意味するものは，規範として『正しく』妥当することがらが，ここではそのものとして問題になるのではなく，とくに容易に理解できる習律的な類型としてだけ問題になるということである。こうして，規範として正しいことがらが社会学的認識のなかではたす役割を最終的に確定できよう。

『まちがい』の計算や『まちがい』の論理的確定を『理解』するためには，また，事実上の結果のなかに現われているその影響を確定し明示できるためには，とうぜん，じぶんで『正しい』計算をやってみたり，『正しい』論理的思考を重ねてみたりしなければなるまい。そればかりか，『正しい』計算や『正しい』論理学という手段を駆使して，対象とする計算や論理的定言が，規範として正しいとみられることからはずれている点をはっきり指摘もしなければなるまい。こうした作業は，たとえば，ヴィンデルバントが哲学史の序論で力説する（『森の小径』に『立札』を立てるという）実際の・教育的目的のためにだけ必要なのではない。そんなことは歴史研究の好ましい副産物という意味しかない。また，ある論理的認識なり数学的認識なりあるいは他の科学的認識なりがその内容をなしている歴史上の問題点，そうした問題点を成り立たせるものには，〔問題〕選択に基準を与える究極の唯一可能な価値関係として，われわれが妥当だと認める『真理価値』，したがってまたこの価値に向かう『進歩』しかありえない，といった理由で必要なのではない。（かりにそうであるとしても，ヴィンデルバントそのひとのしばしば確認するつぎの事情が顧慮されねばならないだろう。すなわち，この意味における『進歩』は『真理価値』に向かって直行するのではなく，『誤謬』を通して——経済学ふうにいえば——『迂回生産』の道を歩む，つまり問題の錯綜（編註2）を経験するばあいがひじょうに多いという事情である。）あのような作業が必要となる理由はつぎのとおりである。研究対象である精神的な思考の産物が，研究者そのひとにとっては『正しい』にちがいない思考の産物からかけへだたる点こそ，ふつうとくに『特徴ある』ものとしてかれの眼に映ずる点となっている，すなわち，その点は，かれからみれば直接価値に関係づけられる点であるか，それとも，べつの価値関係の観点のもとで因果的に重要な点であるかのいずれかだ，こういうことのために（またそのかぎりでのみ）あのような作業が必要なのである。思考の真理価値が歴史記述を導びく価値となることが多ければ多いほど，とうぜんこうしたことがますます多くみられるのがふつうであろう。だから（哲学とか理論経済学とか）特定の『学問』の歴史を記述するときがとくにそうだといえよう。しかしかならずしもこういうばあいにかぎられるわけではない。意図からすれば主観的に合理的な行為が総じて記述の対象となるばあい，だから『考えちがい』や『計算ちがい』が行為の経過の因果的要因となりうるばあい，こういうばあい

にはすくなくともそれに類似の事態がいつもみられるわけである。たとえば、ある作戦を『理解』しようとするれば——べつにはっきりそれということもないし、ことこまかく書くまでもないけれども——どうしても両軍ともに理念上の将軍をもつ、としなければなるまい。この理念上の将軍は、双方の軍事権力手段の状況と配置、ならびに——その結果あきらかになることだが——敵の軍事力の粉碎といういついかなるばあいにも一義的である目標達成の可能性を知りつくして、いつもこれを心にえがいているひとでなければならず、またこの知識のおかげで、誤りのない、論理的にも『非のうちどころのない』行動を起せるひとでなければならぬ。なぜか。現実の将軍はあの知識もこの無謬性もちあわせてはいなかった、また、たんなる合理的思考機械などといったものではおよそなかった、こういう事情は戦争の成行きにそもそもいかなる因果的影響をもたらしたか、——こうした問題について一義的な確定をなしうるのは、ただあのよう理念上の将軍を想定したばあいにきざられるからである。それゆえ合理的な構成物は、このさい正しい因果『帰属』の手段としてはたらく価値をもつものである。『純粹』経済理論は厳密かつ無謬の合理的行為のユートピア的構成物をつくりあげるけれども、まったくおなじ意味である。

521
〔497〕

経験的な過程の因果帰属をやるためには、まさしく合理的な構成物、ときには経験的・技術的な構成物、さらに論理的な構成物さえ必要である。これらはつぎの問にたいして答える。すなわち、絶対に合理的な、経験的な、また論理的な『正しさ』や『無矛盾性』にてらしてある事態——行為の表面的関連^(訳注4)であろうが(たとえばある哲学体系のような)思考の産物であろうがなんでもよい——をみるならば、どのようにみえる(もしくはみえた)だろうか、と。だが論理の問題としてみれば、合理的に『正しい』このユートピアの構成は——そうした概念形成物に名づけた私の(どう呼ぼうとべつにこだわることもない)呼び名でいうと——『理念型』のいろいろ可能な形のうちただひとつにしかすぎないのである。なぜなら、すでに述べたように、特徴あるやりかたでまちがっている論法や、類型的に目的に反する特定の行動が、〔合理的に『正しい』ユートピアの構成よりも〕いっそう大きい貢献をなしうるばあいが考えられるからである。そればかりではない。極端な論理的合理性ではなく、ただ孤立化的抽象によってえられる一義性がいちばん大きい貢献をする、そういう行動の領域(『非合理的なもの』の領域)がとりわけて存在するからである。事実の問題としてみれば、研究者は規範にてらして『正しく』構成した『理念型』^(訳注5)をとくによく使用すること、これはたしかである。しかし論理の問題としてみれば、まさしくこのもの、すなわちそうした類型の規範としての『正しさ』が、どうしてもなくてはならぬものということにはならない。研究者が、たとえば一時期の人間に特殊にみられる心術を特徴づける目的で心術の類型を構成するというばあいには、じぶんじしんの倫理上の規範に即して、この意味からして客観的に『正しい』と思われる類型を構成することもできれば、また、じぶんじしんの倫理上の規範に完全に反すると思われる類型を構成することもできる。かれ

は、研究すべき人間の行動とこの類型とを比較すればよいのである。あるいはまた、研究者じしんまったくなんの肯定的述語も否定的述語もあえて要求しないような心術の類型^(註6)を構成してもさしつかえない。こういうわけであるから、規範として『正しいこと』は、研究の目的遂行上なんらの独占的地位にもついてないのである。思うに、合理的な理念型の内容がいかなるものであれ——すなわち、理念型が倫理的・法教義学的・美的・宗教的な信条規範を提示しようが、技術的ないし経済的、法律政策的ないし社会政策的ないし文化政策的準則を提示しようが、またさらにできるだけ合理的な形にされたなにかの『評価』を提示しようが——経験的研究における理念型構成の目的はつねにただひとつ、経験的現実を理念型と『比較』し、両者の対照ないし両者間の距離あるいは両者の相対的接近を確定すること、これである。こうして経験的現実**は、いちばんはっきり理解できる概念**によって記述され、また、因果帰属をやりながら理解と説明がなされることになる。合理的な法教義学的概念構成は、たとえば法律史という経験的学科のためにこの機能をうけもっており（これについては本巻 337 ページ以下^(註7)を参照のこと）、合理的な会計学は、営利経済のもとでの個別経済の実際行動の分析のためにこの機能をうけている。ところでここに挙げたふたつの教義学的学科は、とうぜんこの機能のほかに、なお『技術論』としてすぐれて規範的・実際的な目的をもっている。こういう学科の性格からすると、このふたつは教義学的な学問として、ここに論じた意味で経験的学科ではない。数学、論理学、規範的倫理学、美学などが経験的学科でないのとおなじである。これらの学科とあのふたつの学科とは、またべつの理由から、これら諸学科が相互にちがっているようにまるでちがっているのだけれども。

522
[498]

最後になってしまったが、経済理論は、法教義学などとは論理的にたいへんちがう意味においてではあるが、あきらかにひとつの教義学である。^(註8) 経済理論上の概念と経済的現実との関係は、法教義学上の概念と経験的法律史や法社会学の対象とする現実との関係に比して、独特である。しかし教義学的な法律概念は、『理念型』として経験的法律史や法社会学に活かされうるし活かされねばならないように、現在および過去の社会的現実を認識するために、経済理論上の概念が活かされるということこそ、純粋経済理論しかもつことのできない意味というものである。純粋経済理論は、完全に現実化することのまずない前提、とはいえさまざまな程度で現実とかかわっている特定の前提を立ててこう問う。かりに人間の社会的行為が厳密に合理的に行なわれるとすれば、この前提のもとではどのような社会的行為がみられることになるだろうか、と。^(註9) 純粋経済理論は純経済的な利害関心の支配をとくに想定する。だから、行為における権力政治的志向の影響を、他の経済外的志向の影響と同様に、排除する。

ところが経済理論の歴史においては『問題の錯綜』が独特に進行した。これには以下のようないきさつがあったのである。さきの意味において『国家から自由』であり、『道徳から自由』であり、『個人主義的』である純粋理論——方法上の補助手段として不可欠であったしこれからも不可欠なもの——をみなして、極端な自由貿易論者は、これ

523
[499]

は『自然的』現実すなわち人間の愚かさによってまだつくりかえられていない現実を遺漏なく模写するもの、としたのである。そればかりか、この把握にもとづいて、かれらはこの純粹理論をば、存在するものを經驗的に研究するのに有効な理念型としてではなく、価値の次元で妥当する理想、つまりひとつの『当為』とみなしたのであった。経済政策や社会政策の変化にともなう国家の意義について評価次元で反動が起ったとき、(編注3) 国家は国家で存在次元に口を出し、純粹經濟理論を非難して——理論自体は理想としての妥当をすこしも要求しないだろうのに——これは理想の表現だといったばかりでなく、事実を探究する方法上の手続きとしてもこれを拒絶したのであった。まことにさまざまな『哲学的』考察が、合理的な実務精神にとってかわることとなった。『心理上』存在するものが倫理上妥当するものと同一視されるようなところでは、評価次元と經驗的研究とのはっきりした区別は立てられなくなってしまった。歴史学、社会学、社会政策の領域において、こうした学問上の展開を背負った者がすばらしい業績をあげたこと、これはだれしも認めるところである。だがおなじく他方では、あの問題の混合のとうぜんむくいとして、理論研究や厳密な意味での經濟学研究が総じて完全な衰退の一途をたどったこと、これもここ数十年をとらわれない目で見るとには明らかなことである。純粹理論に反対した者の二大テーゼのひとつはこうであった。純粹理論の合理的構成は『まったくの仮設』であって、現実の事態にかんしてはなにもしらせてくれない、と。正しく理解されるかぎりこの主張は当っている。なぜなら、理論構成はどこまでいっても現実認識——理論構成をやってみてもそれだけではけっしてえられない現実認識——に役立つことだけを目的としているのだから。この現実には、理論構成の前提にふくまれてない他の事情や動因も作用しているわけだから、現実の経過と構成される経過とのあいだは、どんなに近づくことはあってもついにひとつになることがない。もちろんこのことは、上述したことからわかるように、すこしも純粹理論の有効性や必要性の反証とはならない。第二のテーゼはこうであった。經濟政策にかんして評価から自由な理論というものはとにかく科学としてありえない、と。もちろんこのテーゼは根本からまちがっている。なぜまちがっているか。いままで述べてきた意味における『評価自由』こそ、政治、とくに社会政策および經濟政策のあらゆる純学問的な取扱いの前提をなすものだからである。(經濟政策上の) 結果 x を達成するためには y が唯一の手段である、もしくは、 b_1 の条件のもとでは y_1 が、 b_2 の条件のもとでは y_2 が、 b_3 の条件のもとでは y_3 が、唯一のないしはいちばん有効な手段である、こうした類型の命題を展開することはあきらかに可能でもあり、学問上有効・必要なことでもある、もう繰り返すまでもない。しっかり心にとめておいてほしいのは、努力目標が絶対に一義的でないあらゆる場合かどうか、ここに問題の鍵があるということである。それが一義的であるのなら因果命題をひっくり返しさえすればよい。そうなれば、まったくの『技術』問題である。が、技術問題であるならば、さきのばあいすべてについて、技術的・目的論的命題を単純な因果命題として——したがって x はつねに y の結果である、もしくは、

524
[500]

b_1 の条件のもとでは y_1 の、 b_2 の条件のもとでは y_2 の、 b_3 の条件のもとでは y_3 の結果である、という形式において——把握してはならないという強制はなんら科学に加えられない。あの目的論的命題のいうこともこの因果命題のいうこともぜんぜんちがいがなからである。そこで『実践家』は『処方箋』をこの命題からやすやすと引き出すことができる。しかしながら、経済に関する科学的理論の課題には、一方で純理念型的公式を探究すること、他方でこういう経済上の因果関連をひとつひとつ確定すること——『 x 』がじゅうぶん一義的であるかぎり、したがって結果の原因への帰属、したがってまた手段の目的への帰属がじゅうぶん厳密に行なわれるかぎり、例外なしに大切なこと——のほかに、まだ二三の課題がある。社会の諸現象の総体を、経済的原因にも制約されているとして研究する、まずこういう課題がある。つまり歴史と社会の経済的解釈である。そして他方では、経済過程と経済形態が社会の諸現象によって制約されていることを、さまざまな様式と発展段階について探究する、こういう課題がある。つまり経済史と経済社会学の課題である。あたりまえのことではあるが、このような社会の諸現象に属するものとしては、なにはさておき政治上の行為ならびに形成物、とくに国家ならびに国家に保証された法律がある。またあたりまえのことだけれども、政治上のことからだけではない。学問的関心にじゅうぶん呼びかける程度に経済に影響をおよぼすあらゆる形成物の全体、これがあるのである。こうした問題ぜんぶをふまえてみると、『経済政策』の理論という表現はいかにも適切でないと思われよう。にもかかわらずこの表現が使われているのは、つぎのことからだけ説明がつく。すなわち、外面的には官吏養成所としての大学の性格から、内面的には経済に強く介入できる特権をもった国の強力な権力手段から、そこからしてまさしく国の考えの実際的重要性から、説明がつくのである。いろいろせんさくしてみたけれども、もし問題の**成果**がじゅうぶん一義的に指示できるのなら、『原因と結果』にかんする陳述を『手段』と『目的』にかんする陳述へと転倒させることは、いつのばあいにも可能である。新たに確認するまでもない。もちろんこうであるからといって、評価の次元と経験的認識の次元との論理的関係にすこしの変化も生じはしない。行論を終えるにあたって、この関連でもうひとつだけいっておきたいことがある。

525
〔501〕

さいきん数十年の歴史の展開、加えてわれわれがいま生き証人となっている未曾有の出来事（編注4）、これは、ほかでもない**国家**の威信をいちじるしく高めている。今日では、あらゆる社会的共同体のうち国家だけがひとの生や死や自由を意のままにできる『正当な』力を賦与されている。国の機関がこの力を行行使する。戦時には外敵にたいして、平時と戦時には国内紛争にたいして。国は平時には経済的企業家の最大のものであり、市民から貢賦を取り立てるいちばん強引な者であり、戦時には自己の手の届く経済的財貨一切をなんの制限もなしに自由にできる者である。国の、近代的な、合理化された経営形式は、さまざまな領域でいろいろな仕事——どんな組織的共同行動をもってしてもとてまかなわないことがはっきりしているほどの仕事——をやりおさせた。そこか

らつぎの結論が引き出されたのも、まことに道理ではあった。すなわち、国はまた——まず『政治』の領域で行なわれる評価のための——究極の『価値』でなければならぬ、あらゆる社会活動は、所詮は国の利害にかけて判定されねばならない、と。しかしながらこれもまた、存在次元にある事実を評価次元にある規範に解釈しかえるなんとも許し難い行為である。(『国』の『維持』ないし『振興』のための)『手段』についてちよつと議論してみればすぐにわかることだが、あの評価のもたらす結果に一義性がないということ、この事情をいまはまったく問題にしないでおく。まず、あのような威信を前にしながら純事実的なものの次元で、国にもなしえないことがある、こうはっきり指摘しておかねばならない。しかも国だけが君臨するとみられる領域、すなわち軍事行動の領域におけることである。民族的に雑多な国の軍隊がこの戦争で示している多くの現象を観察すればわかることである。つまり、そうした国が代表している仕事に個人が身を投げ出すこと、これは国の強制できることではなく、ただ個人の自由意志に委ねられていることだが、そうした事情は軍事上の成果にも影響なくはないのである。経済の領域ではつぎのことを示唆するにとどめたい。経済の戦時形式と戦時原則とを永続的なものとして平時に移しかえる結果は、国の理想を版図拡張にみる者をたちまちうろたえさせることであろう。だがこれについてこれ以上ここで論ずることはできない。しかし評価次元でこんな立場を主張するのもはなはだ意味ぶかいことである。それは、国の権力を、抵抗をおさえる強制手段として利用する目的で、ぎりぎりのところまで増大させようとはするけれども、国に固有な価値といわれるものは一切これを否認したうえ、国を特徴づけて、まるでちがう諸価値を実現するためのたんなる技術的補助手段だとする立場なのである。まるでちがう価値といったが、この立場は、それによつてはじめて自己の尊厳をながく保つことができ、また〔国にたいする〕あの下働きの仕事を免かれようと思ふしなければ、それによつてはじめて自己の尊厳を守ることができる、そういう立場なのである。

526
[502]

とうぜんのことだが、ここではこの評価的立場を展開するつもりもなく、あるいはこれ以外に考えられるなにかべつの評価的立場を展開するつもりもない。いわんや主張するつもりはない。ただ銘記すべきはつぎのようである。すなわち、一朝ことあるときには、たとえどんなに荘厳なものであろうとも、そのときどきの支配的理想を向うにまわして、個人的能力の意味における冷静な頭脳を守る、いざとなれば『流れに逆らって泳ぐ』、これこそ、職業として『思想をこととする者』のなんとしても果たすべき責務だということである。『1914年のドイツの理念』(編注5)は文筆家たちが作り出したものであった。(編注6) 将来の社会主義、これは、経済の合理化——いっその官僚制化と利害関係者による目的団体の管理とが結合することによつて進展する経済の合理化——のためのきまり文句である。こんにち大仕掛けにみられることだが、経済政策専門の片輪ものの愛国者は、熱狂のあまり、『将来の社会主義』のための純技術的な方策の有効性——醒めた目でみればこれは大いに財政政策の制約を受けている——を冷静に論ずるこ

とはせずに、ドイツ哲学の、いやさらに宗教の神通力に訴えている。これは自意識過剰の文筆家たちのいとわしい悪趣味でしかない。『1918年のドイツの理念』、この造形にさいしては戦場から帰還する兵士たちが発言権をもつであろうが、このものが実際にどういう相貌を呈しうるか、あるいは呈すべきか、これについてあらかじめいえる者はいまのところまだひとりもない。しかし〔ドイツの〕将来はそれできまることだろう。

編 注

- (1) ここでヴェーバーの頭にあるのは、K. Prantl, *Geschichte der Logik im Abendland*, 4 Bde (Leipzig 1855—70) .
- (2) 『問題の錯綜』(≫*Problemverschlingung*◀)については、Wilh. Windelband, a. a. O., § 2 Ziffer 4, 5, S. 11f.
- (3) ここでヴェーバーの頭にあるのは、『1878年の大転換』である。(これについては「議会と政府」第1章, Pol. Schr. S. 130ff. を参照のこと。)
- (4) 第1次世界大戦の経過をさす。
- (5) Pol. Schr. S. 149, 260 も参照のこと。このおもな提唱者は Plenge と Kjellén であった。さらに、G. Lasson, *Vorw. zu Hegels Philosophie der Weltgeschichte (Einleitung)*, S. V; Siegfr. Marck, *Substanz- und Funktionsbegriff in der Rechtsphilosophie* (1925), S. 101f. Anm. 1 .
- (6) 以下については、Pol. Schr. S. 149, 150—152, 214—215 に詳しい。さらに *Ges. Aufs. z. Soziol. u. Sozpol.* S. 413f.; *Ges. Aufs. z. Sozial- u. Wirtschaftsgeschichte*, S. 277f. を参照のこと。

訳 注

- (1) 『草稿』ではつぎのように書かれている。「最後に、『実践的』評価の問題とはもう関係ないことだけれども、経験的なるものと規範として『妥当するもの』との関係について若干言葉を費しておきたい。」
- (2) 『草稿』ではこれと同様のつぎのような例が掲げてある。「中世のことだが、教皇と皇帝との関係(太陽と月)について折にふれて主張された想定は、たとえば、 8×7 が今日われわれの認めるように56ではなく57であるという前提に立っていた。三位一体のドグマが息をふきかえすときには、いつも、われわれからすればでたらめの計算が行なわれ、しかもその計算の『論理的』帰結が明示されねばならなかった。」
- (3) 『草稿』にはつぎの параグラフの文章全体がなく、かわりにつぎの短い文章がある。「事実上こうしたばあいには、純経験的とはいえない手段によって経験的確定がなされる。さてここからさらに先へ進める。」

- (4) 『草稿』では「事件の表面的経過」
- (5) 『草稿』ではつぎのように書かれている。「超経験的に構成した『理念型』，とくに——上述の例では——規範にてらして『正しく』構成した『理念型』」
- (6) 『草稿』では「まったくなんの規範としての尊厳もあえて要求しないような心術の類型」
- (7) 論文「R. シュタムラーの唯物史観の『克服』」中の論述をさしている。『草稿』においてバウムガルテンが今回あらたに指示した参照個所は、『学問論論集』 357ページであるが、これが正しい。337ページ以下というのは誤植であろう。
- (8) 『草稿』ではつぎの文章が挿入されている。「それはいかなる実践的『技術論』も自分のなかから生みださない。」
- (9) 『草稿』は以下およそ1ページの記述で終わっている。したがって、この論文における以下3段の記述 (WL. S. 489—502) は、すべて1917年の加筆分である。

(完・中村貞二訳)